第 12 次名寄市交通安全計画(素案)の概要について

１　計画の趣旨

交通安全対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護するため、名寄市における交通安全に関して、国及び北海道に準じた施策とともに、名寄市の地域特性に応じた施策を実施することを目的として、大綱を定めます。

２　計画期間

令和９年度～令和 13 年度

（令和８年７月７日に北海道交通安全対策会議で承認された「第 12 次北海道交通安全計画」との整合を図るため、令和８年度から令和 13 年度までの５年間を計画期間とします。）

３　計画の概要

（１）道路交通事故の現況と展望

名寄市の交通事故は、昭和 45 年（発生 202 件・負傷 301 人）や昭和 47・48 年（死者各 8 人）をピークに、官民一体の活動により減少し、平成 21 年以降の負傷者数は 50 人以下を維持しています。(令和 7 年は発生 20 件・負傷 24 人)。死者数は長年ゼロを継続（令和 3 年に連続 1,000 日達成）してきましたが、令和 5 年と 7 年に死亡事故が発生し、記録が途絶える結果となりました。全道的に極めて良好な水準を維持しているものの、決して油断できない状況です。

今後は、自動車に依存せざるを得ない高齢運転者の増加や、交通安全活動の担い手不足が懸念され、さらには、自転車の青切符導入、新モビリティの普及、生活道路の 30km/h 規制といった交通ルールの転換や、外国人労働者の増加など、交通環境は急激に変化しています。これらに的確に対応する必要があり、依然として予断を許さない厳しい状況が予想されます。

（２）交通安全対策の今後の方向

従来の交通安全対策を基本としつつ、最新の事故実態等を踏まえた効果的な対策への改善を図るとともに、高齢者、児童・生徒等の交通弱者や事故被害者の立場に留意するほか、積雪寒冷地である地域事情にも十分配慮した交通安全施策を関係機関等との密接な連携の下に実施することが重要であり、特に、次のような視点を重視して施策の推進を図ります。

- 高齢者及び子どもの安全確保
- 飲酒運転の根絶
- 歩行者、自転車及び新たなモビリティの安全確保
- 安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備
- 交通安全教育の推進
- 安全運転の確保
- 効果的な指導等の実施
- 市民参加型の交通安全活動の推進

（3）名寄市交通安全計画における目標

交通事故のない社会を実現することが究極の目標であり、最優先で「死者数ゼロ」を継続するとともに、事故そのものの発生や負傷者数についても着実な減少を目指します。

【目標】

- 24 時間交通事故死者数 ゼロを目指す
- 年間死傷者数減少を目指す

（4）講じようとする施策

人優先の道路交通環境の整備と交通安全思想の普及徹底を図るとともに、事業用自動車の運転者教育や交通指導の強化、本市特有の冬道の安全確保、さらには救急・救助体制の整備と交通事故被害者の支援について、関係機関等との連携により総合的な推進を図ります。

- 道路交通環境の整備
  - ・人優先の安全・安心な歩行空間の整備
  - ・高齢者等の移動手段の確保
  - ・災害に備えた交通環境の整備
  - ・効果的な交通規制の推進
  - ・地域住民等と一体となった安全な道路交通環境の整備
  - ・自転車利用環境の整備
- 交通安全思想の普及徹底
  - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - ・運転者教育等の充実
  - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - ・交通安全に関する民間団体等の主体的な活動の推進
  - ・市民の参加・協働の推進
- 事業用自動車の運転者教育の充実
- 交通の指導等の強化
- 冬道における交通安全の確保
- 踏切道の交通安全の確保
- 救急・救助体制等の整備
- 交通事故被害者の支援の充実